

子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

(付議の要旨)

平成 27 年 3 月に策定した「子ども・子育て支援事業計画」について、策定時に使用した人口推計と実人口に乖離が生じていることから、新たな手法を用いた人口推計を使用した見直しを行う。見直しにあたり、幼児教育・保育、子ども・子育て支援事業それぞれの需要量見込み及び確保の内容と実施時期についてとりまとめ、事業計画修正素案を策定したので報告する。

1 主旨

区は、平成 27 年 3 月に、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」(以下、「事業計画」という。)を「子ども計画(第 2 期)」に内包するかたちで策定したところである。事業計画では平成 27～31 年度の幼児教育・保育、子ども・子育て支援事業の需要量見込みと、供給体制の確保の内容及び実施時期を定めている。

事業計画について、国は中間年を目途に必要な応じた見直しを行うことを求めている。

事業計画策定時に使用した平成 26 年 2 月の人口推計と実人口に乖離が生じていることから、事業計画の見直しを行う。

見直しにあたって、新たな手法を用いた人口推計を使用して需要量見込みの再算定を行った。この需要量見込みを満たすための供給体制の確保内容及び実施時期について、事業計画修正素案としてとりまとめたので報告する。

2 計画の期間

事業計画の期間については、平成 27 年度～平成 31 年度の 5 ヶ年となっており、変更を行う場合であっても、変更前の計画期間とすることとされているため、下記期間とする。

平成 29 年度～平成 31 年度

3 事業計画修正素案

教育・保育事業にかかる事業計画修正素案 資料 1 を参照

子ども・子育て支援事業にかかる事業計画修正素案 資料 2 を参照

(参考)人口推計について(資料 3)

4 主なスケジュール

平成 28 年 9 月上旬	福祉保健常任委員会(事業計画修正素案報告)
10 月下旬	子ども・子育て会議(事業計画修正案に対する意見聴取)
11 月 4 日	政策会議(事業計画修正案)
11 月中旬	福祉保健常任委員会(事業計画修正案報告)
平成 29 年 3 月	修正事業計画策定